

● 災害発生時に備えた障がいのある人等への対応について

・大阪市では、避難行動要支援者支援計画（全体計画）において、避難行動要支援者名簿の作成や避難支援プラン（個別計画への作成等）について記載

避難行動要支援者・・・高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、支援を要する者（災害対策基本法）

避難行動要支援者名簿の
対象者

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ①介護保険の要介護認定で、要介護3以上 | ⑤音声・言語機能障がい3級 |
| ②要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上 | ⑥肢体不自由（下肢・体幹機能障がい）3級 |
| ③重度障がい（身体障がい1・2級、知的障がいA、精神障がい1級） | ⑦人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い難病患者 |
| ④視覚障がい・聴覚障がい3・4級 | |

・令和3年の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされた

・個別避難計画には、本人の情報のほか、避難先や避難するときの手段、避難を支援する人などを記載することとなっている

● 個別避難計画作成に関する本市の対応

・区長会に設置された「個別避難計画策定推進チーム会議」において、取組の推進に向けた協議を実施（区役所、危機管理室、福祉局が参画）

⇒ 要支援者情報の連携手法の整備や、各区の取組状況の共有、支援ツールの提供などを行う

・個別避難計画の作成は、区長のマネジメントによって各区の実情に応じて実施することとされており、区役所が地域団体等の協力を得ながら取組を推進

・令和6年度より、各区に個別避難計画作成業務に携わる会計年度任用職員を1名配置

福祉局における関わり

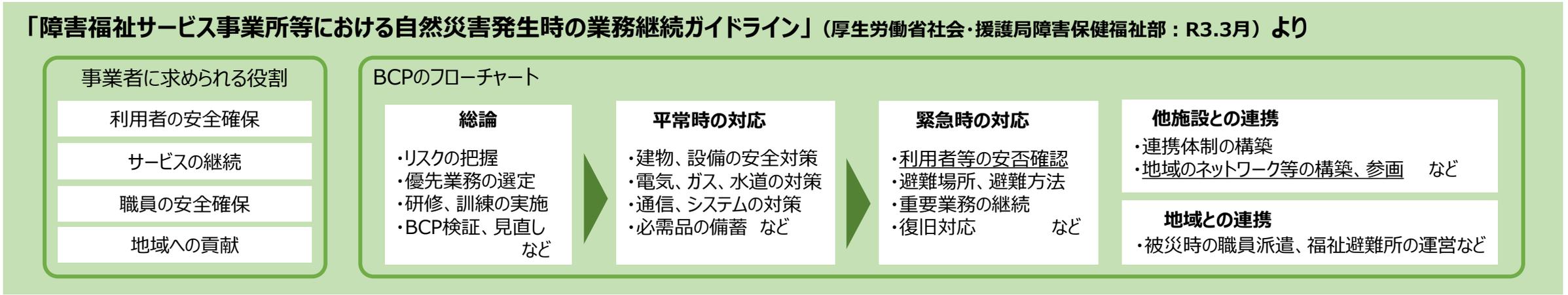
- ・個別避難計画策定推進チーム会議への参画、平時における地域の見守り活動等との連携の推進
- ・各区に配置された会計年度任用職員への福祉に関する研修の実施 など

● 障がい福祉サービス事業所等における取組

・令和6年4月より、障がい福祉サービス事業所等に業務継続計画（BCP）の作成が義務付け ⇒災害・感染症対策の2種類の作成が必要

業務継続計画（BCP：Business Continuity plan）とは・・・
非常時においても、利用者に必要な福祉サービスを中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

・障がい福祉サービスは、障がいのある人やその家族の生活を支えるうえで欠かせないものであり、事業者が主体的に取り組むことが求められている



BCPにおいては、事業の継続に必要なハード・ソフト面の整備のほか、利用者の安否確認や、地域の関係機関等との連携体制の構築が含まれる

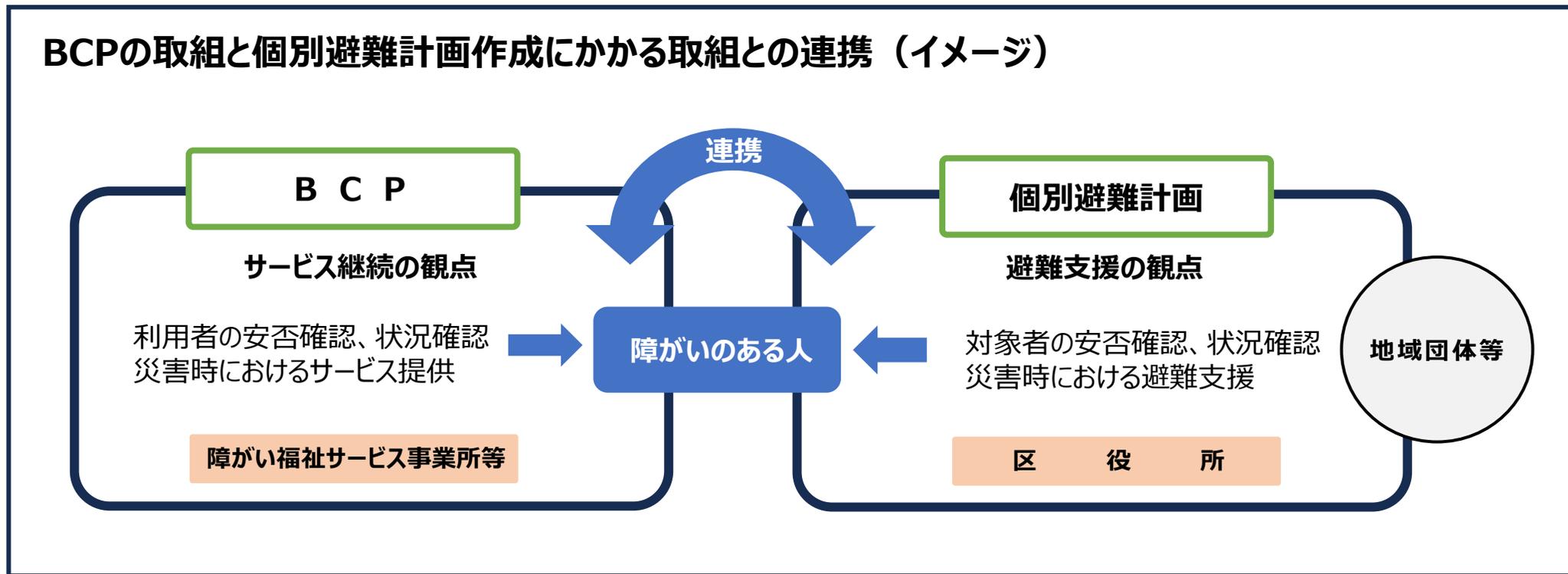
- ◇ 事業所等の安否確認の対象となる利用者には、個別避難計画策定の対象者も含まれる
- ◇ 個別避難計画には、避難先や避難を支援する人などの情報が含まれており、事業所等の安否確認においても役立つ情報がある

障がい福祉サービス事業所等におけるBCPの取組は、

**災害発生時において、障がいのある人の避難支援およびその後の生活支援等が円滑に行われるよう
地域における防災の取組と適切に連携することが重要**

● 今後の方向性

障がい福祉サービス事業者に対して、利用者の安否確認や地域との連携を意識したBCPの作成について啓発し、障がい福祉サービス事業所等におけるBCPの取組と、区役所が行う個別避難計画策定の取組の連携が進み、それぞれの取組がより充実したものとなるよう働きかける



また区によっては、防災の取組に関する地域の関係機関の連携の場として区自立支援協議会を活用しているところもある

➡ 区自立支援協議会における取組事例の周知等も実施し地域の関係機関の連携が深まるよう取り組む

区自立支援協議会における取組状況（R5年度実績）

防災の取組についての協議、講演会・研修会等の開催	20区
BCPに関する研修会等の開催	5区

● 区自立支援協議会における災害時に備えた取組事例

区によっては、すでに区自立支援協議会を活用して、災害時に備えたさまざまな情報共有や関係機関の連携が進められている

防災マニュアルワーキング（西区）

経緯

西区において、BCPの作成はされているものの、作成するに留まっていまい、実態が伴っていない事業所が散見されたこと、並びに昨今の巨大地震、記録的豪雨等の自然災害での被害状況を受けて、ワーキンググループの立ち上げを検討



取組

令和5年度より、西区地域自立支援協議会に、防災マニュアルワーキンググループを設置
 →区の防災担当と連携し、災害アドバイザー(※)監修のもと、昨年度計9回のワーキングを実施（基幹相談支援センターを含む8事業所が参画）
 (※)嘱託職員として西区に配置



成果

1. 発災時のシチュエーションに合わせた防災マニュアルの作成
 津波の被害が想定される西区では、発災時の場面ごとに柔軟かつ適切な対応を行う必要があるなかで、事業所内、送迎中、外出時といった、状況に応じた防災マニュアルを作成
 2. 図上訓練にかかる試行マニュアルの作成
 サービス事業所で図上訓練が円滑に実施されるよう、図上訓練の方法をマニュアル化
- 1.2⇒BCPの内容充実にもつながる



～今後の取組～

- ・作成した各種マニュアルについては、西区地域自立支援協議会のHPに掲載し、広く事業所の方が使用できるよう周知予定（令和6年度中）
- ・各部会において、作成したマニュアルを活用し、実際に図上訓練を実施予定（令和6年度～令和7年度）

西区防災マニュアル

津波・大津波警報時は津波避難ビルか3階以上！
到達まで約1時間50分、おちついて避難を！！

建物内	屋外	送迎の車
<ul style="list-style-type: none"> ・倒れやすいものから離れる！ ・身体を隠せる場所に隠れる！ <p>揺れが収まり建物が危ないと感じたら避難経路に沿って外へ避難する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離しい場合は戻らない！ ・エレベーターは使用しない！ 	<ul style="list-style-type: none"> ・落下物・倒れやすいものから身を守る！ <p>揺れが収まり津波・大津波警報が出ていない場合は公園などの広い場所に避難する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車を路肩に停める！ ・送迎は一旦停止！ ・スマホ、ラジオで津波情報を確認！ <p>津波・大津波警報が発令された場合はその場に車を置いて避難する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓を閉める ・エンジンを切る ・鍵は閉める ・貴重品を持って行く（財布、スマホ、車検証）

連絡手段

- ・メール・ライン
- ・公衆電話
- ・災害時避難場所設置電話
- ・災害時伝言ダイヤル（171）

誰に

例：事業所、家族、利用者など

何を

- ・自分自身、利用者の怪我の状況
- ・飲食物の有無
- ・現在の場所
- ・周辺の状況（家屋の倒壊、火災、道路の状況など）

この後の行動

- ・事業所に戻る
- ・避難場所に移動

西区防災マップ & 西区水害ハザードマップ

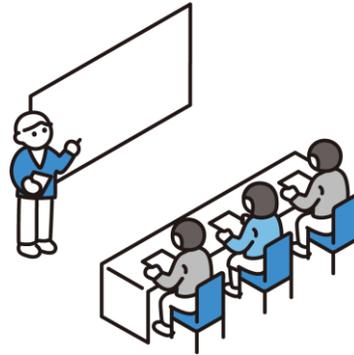
NTT 西日本 公衆電話マップ（大阪市西区）

NTT 災害時伝言ダイヤル 171・Web 171 利用方法

大阪市西区地域自立支援協議会

他区の防災に関する取組事例

- ・ BCPシミュレーションゲームの体験（北区相談支援連絡会）
- ・ 個別避難計画についての防災講座を実施（平野区障がい当事者部会）
- ・ 防災安全課職員を講師に迎え、BCPにかかる研修会を実施（旭区仕事部会）
- ・ 地域の防災訓練へ参加（旭区自立支援協議会本会）
- ・ BCPの作成について勉強会を開催（東淀川区就労支援部会）
- ・ 避難訓練で福祉避難所の設置を実施（都島区当事者部会）
- ・ 発災時を想定し、部会で作成したグループラインにて、連絡体系のシミュレーションを実施（西淀川区相談支援部会）



体験の様子（BCPシミュレーションゲーム）

【個別避難計画】

区自立支援協議会における、災害時に備えたさまざまな情報共有や関係機関の連携について、区役所などへ周知することにより、地域の関係機関の連携を深め、顔の見える関係を構築

【BCP】

主に在宅での支援を行う計画相談支援および居宅介護サービス事業所等を中心に、利用者の安否確認や地域との連携を意識したBCPの作成について啓発し、障がい福祉サービス事業所等におけるBCPの取組を促進

それぞれの取組が相互に作用するよう働きかける

